

当センターは 「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成20年4月1日、千葉県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害に遭われた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出てまいります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が、支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいただけるようになりました。

連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただきます。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心下さい。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

賛助会費・寄付のご案内

- 賛助会費 ■法人(団体) 1口 2万円
■個人 1口 2千円
寄 付 ■時期・金額を問いません

私たちの活動は皆様の犯罪被害者を支援する愛と思いやりの賛助会費・ご寄付によって運営されております。皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込用紙に住所・氏名・電話番号、賛助会費または寄付の別を明記し、下記口座番号までお振り込みください。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
《口座番号》00130-5-591584

当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

相談・支援… 無料 秘密を守ります

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号
043-225-5450

電話相談

カウンセリング
(要予約)

面接相談
(要予約)

付き添い

※詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。

性犯罪・性暴力被害の相談電話は
043-222-9977です。



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル7F
事務局 TEL 043-225-5451
FAX 043-225-5453
ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により作成されています。

事件・事故に あわれた方へ

一人で悩まないで

わたしたちは
あなたを支援しています



千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター
相談電話 043-225-5450